平成２７年（フ）第１２２号
神戸市西区王塚台４丁目２番地　県営玉津王塚高層住宅１―514号
債務者　河野技建こと　河野　信行
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
神戸市西区井吹台北町１丁目13番地の17
債務者　頼光　　一
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
神戸市西区王塚台２丁目71番地　コーポみのりⅡ211号、前住所兵庫県明石市大久保町西脇352番地の１　エンプレス301号
債務者　小川　栄治
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
神戸市西区大沢１丁目５番地の１　市住２―203号
債務者　荒牧美由紀
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
神戸市西区押部谷町福住579番地の98
債務者　難波　英夫
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
神戸市西区押部谷町福住579番地の１　県住３―305号
債務者　難波圭太郎
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
兵庫県明石市二見町東二見200番地の１　フレグランス東二見103号
債務者　平田　鈴江
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県養父市建屋322番地
債務者　野中　礼子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
広島県呉市溝路町５番11号
債務者　山藤　　博
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３２号
佐賀県唐津市新興町79番地　エスペランサ唐津駅南605号
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２９７号
熊本県上益城郡山都町下市55番地
債務者　山下　江美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９８号
熊本市西区上熊本３丁目15番１―305号
債務者　田中　愛美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０１号
熊本市北区清水本町12番17号
債務者　永山　敦視
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
秋田市泉馬場５番11―１号　泉スクエアＣ号
債務者　松田ひとみ（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６号
秋田市山王５丁目２番15号　フィオーレ山王202
債務者　煙山　知子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
長野県駒ケ根市赤穂8504番地１
債務者　柏原まゆみ
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第４１０号
兵庫県三木市志染町広野６丁目65番地、従前の住所兵庫県三木市志染町広野６丁目29番地
債務者　岡本　文雄
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部